

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

### 香川県人事委員会規則第12号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和40年香川県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当の支給される勤務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 前条第1号及び第2号に掲げる勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、<u>同条第1号に掲げる勤務</u>にあつては4,200円、<u>同条第2号に掲げる勤務</u>にあつては7,200円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、<u>これらの額</u>に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>2 給与条例第14条の2第1項ただし書の人事委員会規則で定める日は、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日とし、<u>前条第1号及び第2号に掲げる勤務のうち当該人事委員会規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務</u>についての宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>同項本文に規定する額</u>に100</p>	<p>(宿日直手当の支給される勤務)</p> <p>第2条 宿日直手当の支給される勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号。以下「勤務時間等規則」という。）第7条第1項第1号に掲げる勤務</p> <p>(2) 勤務時間等規則第7条第1項第3号に掲げる勤務</p> <p>(3) 勤務時間等規則第7条第1項第2号に掲げる勤務</p> <p>(4) 勤務時間等規則第7条第2項の規定により命ぜられる同条第1項各号に掲げる勤務と同様の勤務</p> <p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 前条第1号及び第2号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、<u>次の各号に掲げる額</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、<u>当該各号に掲げる額</u>に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号の勤務</u>については、4,200円</p> <p>(2) <u>前条第2号の勤務のうち次号に規定する勤務以外の勤務</u>については、<u>5,900円</u>（人事委員会の定める勤務にあつては、7,200円）</p> <p>(3) <u>前条第2号の勤務のうち勤務時間等規則第7条第1項第3号アに掲げる勤務</u>については、20,000円（人事委員会の定める職員の行う勤務にあつては、12,000円）</p> <p>2 給与条例第14条の2第1項ただし書の人事委員会規則で定める日は、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日とし、<u>前条第1号及び第2号の勤務のうち当該人事委員会規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務</u>についての宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>同項各号に掲げる額</u>に100分の150</p>

分の150を乗じて得た額とする。

- 3 前条第3号に掲げる勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数とその期間の2分の1を超える場合にあっては月額21,000円とし、その期間において勤務した日数とその期間の2分の1以下の場合にあっては月額10,500円とする。
- 4 前条第4号に掲げる勤務についての宿日直手当の額については、前3項の規定を準用する。

を乗じて得た額とする。

- 3 前条第3号の勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数とその期間の2分の1を超える場合にあっては月額21,000円とし、その期間において勤務した日数とその期間の2分の1以下の場合にあっては月額10,500円とする。
- 4 前条第4号の勤務についての宿日直手当の額については、前3項の規定を準用する。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。